

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人茨城町社会福祉協議会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）となった高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援又は指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員等は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して支援を行うものとする。
- 2 事業所の介護支援専門員等は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 事業所の介護支援専門員等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供される指定居宅サービス又は介護予防サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係区市町村、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 事業所は、要介護認定訪問調査を実施する場合は、公平かつ中立の立場で適正な調査を行うものとする。
- 6 事業所は、介護予防支援事業者から介護予防支援業務の委託を受ける場合は、その業務委託契約に基づき介護予防支援業務を行う。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 社会福祉法人茨城町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1037番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤兼務1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、その他必要な事務を行う。

- (2) 介護支援専門員 常勤1名以上

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援又は指定介護予防支援の提供に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者又はその家族の同意を得なければならない。

事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成又は変更、モニタリング、評価
- (2) 利用者又はその家族及び居宅サービス事業者又は介護予防サービス事業者等との連絡
- (3) 必要に応じて、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供

2 使用する課題の分析票は、「居宅サービス計画ガイドライン」とする。

3 利用者の相談を受ける場所及びサービス担当者会議の開催場所は、利用者の自宅又は茨城町総合福祉センター相談室とする

4 前項のサービス担当者会議は、利用者が新規申請をした時及び更新時、変更時、その他必要な場合に開催する。

5 介護支援専門員は、要介護者にあたっては少なくとも1か月に1回、利用者の居宅訪問及びモニタリングの結果の記録をする。また要支援者にあたっては3か月に1回の利用者の居宅訪問及び少なくとも1か月に1回、モニタリングの結果を記録する。

6 利用者については、事業の提供が困難な場合は他の事業所を紹介し、利用者に不便が生じないように対応する。

(利用料等)

第7条 事業提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは無料とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から片道10km未満 300円

(2) 事業所から片道10km以上 1km当たり30円

- 3 前項に規定する額の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について事前に文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、茨城町の区域とする。

(緊急時の対応)

第9条 事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密の保持)

第11条 事業所の介護支援専門員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は、かつて従業者であった者についても業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため必要な措置を講ずるものとする。

- 3 事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、それぞれあらかじめ文書により得ておくものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の処置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
(3) その他虐待の為に必要な処置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを茨城町に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
(2) 継続研修 随時

- 2 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族から求められたときは、これを提示するものとする。

- 3 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。

- 4 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間は保存するものとする。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人茨城町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、準備介護認定にかかる準備居宅サービス計画の作成等については、平成11年10月1日から行うものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から一部改正して施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から一部改正して施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から一部改正して施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。